

**山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会
第1回検討委員会**

令和4年9月21日
県庁1001会議室

- 1 開 会
- 2 県教育委員会挨拶
- 3 検討委員の紹介
- 4 報告・協議
 - (1) 検討委員会設置の経過について（報告）
 - ① これまでの山形県公立高等学校入学者選抜方法における改善
 - ② 今回検討委員会を設置する背景
 - (2) 山形県公立高等学校入学者選抜方法の改善について（協議）
 - ① 検討の進め方とスケジュールについて
 - ② 検討項目について
 - (3) その他
 - ① 急ぎ検討する項目について
- 5 その他
- 6 閉 会

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会設置要綱

山形県教育委員会

令和4年6月設置

第1条（目的及び設置）

本県における公立高等学校の入学者選抜の在り方について、県民各層から広く意見を聞き、これらを今後の改善に反映させるため、山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会の設置期間は、令和4年6月から令和6年3月31日までとする。

第2条（構成）

検討委員会の委員は、県内の有識者、PTA関係者、中学校・高等学校等学校関係者及び教育行政関係者の中から、教育長が委嘱する者をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱した日から令和6年3月31日までとする。

第3条（運営）

検討委員会は、教育長がこれを招集する。

2 検討委員会には委員長を置き、教育長がこれを任命する。委員長は、検討委員会の会務を統括する。

3 検討委員会には副委員長を置き、委員長がこれを指名する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 検討委員会の議長は、委員長をもって充てる。

第4条（専門委員会の設置）

検討委員会のもとに、具体的な事項について研究・協議するため専門委員会を置く。

2 専門委員会の委員は、中学校・高等学校の学校関係者及び教育行政関係者の中から教育長が委嘱する者をもって構成する。

3 専門委員会には議長を置き、教育庁高校教育課課長補佐（教育担当）をもって充てる。

4 専門委員会は、検討委員会委員長の指示を受け、議長がこれを招集する。

第5条（参考意見の聴取）

検討委員会の委員長及び専門委員会の議長は、特に必要があると認めた場合、委員会に有識者等を招き、意見を聞くことができる。

第6条（事務局及び庶務）

検討委員会の事務局は、教育庁高校教育課及び義務教育課に置き、庶務は高校教育課において処理する。

第7条（補足）

この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会

1 検討委員

	選任依頼先	所属	職名	氏名
1	有識者	県立米沢栄養大学・県立米沢女子短期大学	学長	阿部 宏慈
2	有識者	東北文教大学人間科学部人間関係学科	教授(学科長)	花屋 道子
3	有識者	山形大学地域教育文化学部	准教授	平林 真伊
4	山形県市町村教育委員会協議会教育長会	山辺町教育委員会	教育長	多田 徹
5	山形県PTA連合会	母親委員会	委員長	高見 佳澄
6	山形県教職員組合	山形県教職員組合本部	執行委員長	遠藤 学
7	山形県私立中学高等学校協会	新庄東高等学校	校長	田宮 邦彦
8	山形県連合小学校長会	山形市立第一小学校	校長	江川 久美子
9	山形県中学校長会	山形市立第一中学校	校長	田中 克
10	山形県高等学校長会	県立荒砥高等学校	校長	地主 佳子

2 専門委員

	選任依頼先	所属	職名	氏名
1	県公立高等学校教頭会	県立天童高等学校	教頭	高橋 俊彦
2	県公立高等学校教頭会	県立新庄北高等学校(定時制)	教頭	松澤 新
3	県小中学校教頭会	山形市立第十中学校	教頭	三浦 浩子
4	県小中学校教頭会	山形市立蔵王第二中学校	教頭	瀧川 志保
5	県教育センター	県教育センター研究・情報課	研究・情報課長	丹野 陽
6	県教育庁	義務教育課	課長補佐	佐藤 紀之
7	県教育庁	高校教育課	課長補佐	吉田 武史
8	県教育庁	特別支援教育課	課長補佐	伊東 達
9	県教育庁	スポーツ保健課	課長補佐	石田 充

3 事務局

		所属	職名	氏名
1	県教育庁		教育次長	吉田 直史
2	県教育庁	高校教育課	課長	安部 康典
3	県教育庁	義務教育課	課長	石原 敏行
4	県教育庁	高校教育課	課長補佐	吉田 武史
5	県教育庁	義務教育課	課長補佐	佐藤 紀之
6	県教育庁	特別支援教育課	課長補佐	伊東 達
7	県教育庁	スポーツ保健課	課長補佐	石田 充
8	県教育庁	義務教育課	主任指導主事	天野 岳彦
9	県教育庁	高校教育課	主任指導主事	峯田 一哉
10	県教育庁	義務教育課	指導主事	佐藤 高志
11	県教育庁	高校教育課	指導主事	井上 文
12	県教育庁	高校教育課	指導主事	東 博一

山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会

第1回検討委員会座席表

	議 長	
<p>○阿部 宏慈 県立米沢栄養大学長 県立米沢女子短期大学長</p> <p>○平林 真伊 山形大学地域教育文化学部 准教授</p> <p>○遠藤 学 山形県教職員組合本部 執行委員長</p> <p>○江川 久美子 山形市立第一小学校 校長</p> <p>○田中 克 山形市立第一中学校 校長</p>		<p>○花屋 道子 東北文教大学人間科学部 人間関係学科長 教授</p> <p>○多田 徹 山辺町教育委員会 教育長</p> <p>○高見 佳澄 山形県PTA連合会 母親委員会 委員長</p> <p>○田宮 邦彦 新庄東高等学校 校長</p> <p>○地主 佳子 県立荒砥高等学校 校長</p>

石原敏行 義務教育課 課長	吉田直史 教育次長	安部康典 高校教育課 課長	吉田武史 高校教育課 課長補佐
---------------------	--------------	---------------------	-----------------------

佐藤紀之 義務教育課 課長補佐	伊東 達 特別支援教育課 課長補佐	石田 充 スポーツ保健課 課長補佐	天野岳彦 義務教育課 主任指導主事
-----------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

峯田一哉 高校教育課 主任指導主事	佐藤高志 義務教育課 指導主事	東 博一 高校教育課 指導主事	井上 文 高校教育課 指導主事
-------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

4 報告・協議

(1) 検討委員会設置の経過について（報告）

① これまでの山形県公立高等学校入学者選抜方法における改善

昭和 53 年度以降、高等学校入学者選抜は大きな枠組みとして現行の推薦選抜・一般選抜を維持している。

一方、県教育委員会は平成 7 年度に入学者選抜方法改善検討委員会を設置して以降、公立高等学校への入学者選抜方法について検討し不断の改善を行ってきた。平成 26 年度には普通科での推薦の廃止と自己推薦による推薦選抜への変更、平成 30 年度には一部の学校への県外からの志願者受入れ、令和 5 年度入学者選抜での日程の変更等を行ってきた。

② 今回検討委員会を設置する背景

ア 令和 3 年 3 月の学校教育法施行規則の一部改正により、各高等学校は「三つの方針」（いわゆる「スクール・ポリシー」。）を策定・公表することとなった。そのことに伴い、入学者選抜においては「三つの方針」のうち「入学者の受入れに関する方針」（いわゆる「アドミッション・ポリシー」。）と整合性のある入学者選抜を行うことが求められる。教育委員会が定める一定の範囲の中で、各高等学校が具体的な検査方法を設定し、各高等学校の「入学者の受入れに関する方針」に基づく入学者選抜が可能となるような工夫を行うことが求められている。

イ 平成 26 年度から、キャリア形成に係る要因を明確にした選抜とするため、普通科での推薦入学者選抜を廃止し、専門学科と総合学科での推薦入学者選抜を実施してきた。出願資格要件を明示することにより、中学校長からの推薦を不要とし、より専門学科等への学びに対する強い志願希望のある生徒を受け入れやすくした。（注）

一方、現在専門学科と総合学科の志願者には推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の 2 回の受検機会があるが、最も志願者の多い普通科の志願者には受検機会が一般入学者選抜のみの 1 回であるため、普通科の受検機会の複数化を求める声が多方面から寄せられている。

また、自己推薦という募集の在り方について、「推薦」という名称であるために出願する際の取扱いが難しいとの課題がある。

これらのことから、受検機会の改善や、推薦入学者選抜の制度の見直しが求められている。

注 専門学科において、推薦入学者選抜を実施していない学校が一部あり、普通科において、定員 40 名の小規模校で推薦入学者選抜を実施している学校が一部ある。

ウ 本県では、生徒数減少に対応し望ましい教育環境の維持や地域の活性化等への配慮をしながら県立高等学校の再編整備を進めてきたが、公立高校の入学者数は減少し充足率は低下し続けている。そのような中、特色ある学校づくりと教育活動の活性化をさらに推進するため、平成30年度からは志願者の募集範囲を拡大し、一定の条件の下で県外からの志願者を受入れ、令和4年度からは定員40名の普通科において県外からの志願者受入れを行っている。これらについて、志願者の受入れを拡大する等、募集の在り方について見直しが求められている。

これらのことを受けて令和4年度から山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会を設置し、令和5年度までの2ヵ年にわたり本県の今後の高等学校入学者選抜の在り方について検討する。

4 報告・協議

(2)山形県公立高等学校入学者選抜方法の改善について(協議)

①検討の進め方とスケジュール

月	令和4年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
項目			諮問内容の決定 検討委員・専門委員の選任			第1回検討委員会 趣旨説明・検討項目の 確認	第1回専門委員会 〈課題の確認・検討〉	第2回専門委員会 〈課題の検討〉		第2回検討委員会 課題の検討 中間報告	第3回専門委員会 課題の検討	中間報告パブコメ	

月	令和5年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
項目		第4回専門委員会 〈課題の検討〉		第3回検討委員会 課題の検討	第5回専門委員会 〈課題の検討〉	第6回専門委員会 〈報告案検討〉	第4回検討委員会 報告案審議・報告	検討委員会 報告書手交	改善方針案完成	改善方針案パブコメ			改善方針決定

公立高等学校入学者選抜改善検討について

国の動き

学校教育法施行規則の一部改正

- ・各高等学校が「3つの方針（スクール・ポリシー）」の策定及び公表
- ・入学者選抜については各学校が「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に基づいて入学者を受入れ

本県における改善の方向性

・各高等学校における「入学者の受入れに関する方針」の効果的な運用を推進する入学者選抜の在り方



・入学定員充足や受検機会改善に資する入学者選抜の在り方

令和4・5年度において、山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会を設置し、本県における公立高等学校入学者選抜の在り方について、県民から広く意見を聞き、これらを今後の改善に反映させる。

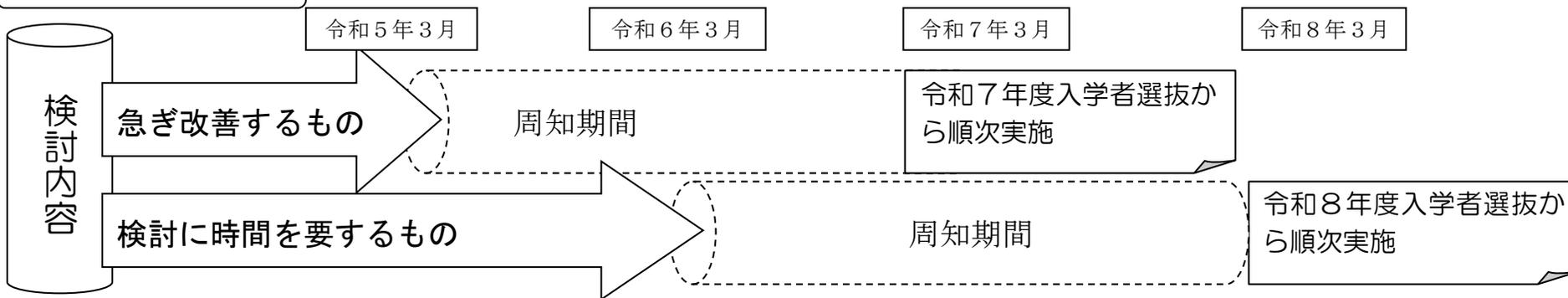
検討内容の例

- ・「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に基づいた入学者選抜の在り方の検討
- ・「アドミッション・ポリシー」の効果的な運用の推進等
- ・入学定員の充足率の向上（県外からの志願者募集等）
- ・受検機会の複数化
- ・多様な観点での選抜の検討

検討組織

- ・検討委員会：有識者、学校関係者を含め10名
- ・専門委員会：中学校、高等学校関係者を含め9名

改善スケジュール概要



4 報告・協議

(2) 山形県公立高等学校入学者選抜方法の改善について（協議）

② 検討項目について

ア 各高等学校のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れ

学校教育法施行規則の一部改正を踏まえて、各高等学校が策定するアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れができるよう、入学者選抜の在り方について検討する。

イ 受検機会の改善

志願者が選ぶ学科によって受検機会の回数に差が生じないように、普通科の入学者選抜における受検機会の複数化を検討するとともに、志願者がより出願しやすい制度となるよう推薦入学者選抜の制度について見直しを行う。

ウ 入学定員の充足率の向上

特色ある学校づくりと教育活動の活性化をさらに推進するため、県外からの志願者の受入れを拡大する等、入学者選抜制度の面からも対応する。

4 報告・協議

(3) その他

① 急ぎ検討する項目について

ア 県外からの志願者受入れの拡大

- 例) ○ 受入れを実施している学校・学科における募集拡大
- 受入れを実施する学校数・学科数の拡大
- 受入れの要件変更